# 税のお知らせ

所得税、市県民税の申告期限は3月15日休です。申告 期限間近になると、窓口が大変混雑します。申告書は国 税庁ホームページの申告書等作成コーナーを利用するな ど、ご自分で作成してお早めにご提出ください。

#### マイナンバーの記載と番号確認書類等について

- ●所得税の確定申告・市県民税の申告いずれも、申告書 には、申告者本人、控除対象配偶者および扶養親族のマ イナンバーの記載が必要です
- ●申告書の提出時には、申告者本人の番号確認書類と本 人確認書類の提示(所得税の確定申告の場合は、写しの 添付でも可)が必要となります(控除対象配偶者および 扶養親族のマイナンバーについては、確認書類の提示は 不要です)

#### 申告に必要なもの

- ①個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード等)
- ②本人確認書類 (運転免許証、公的医療保険の被保険者証等) ※マイナンバーカードを持参した場合は不要です

- ④源泉徴収票、収支内訳書、その他収入および必要経費を証明す る書類(領収書、帳簿等)
- ⑤所得控除の対象となる医療費の明細書・窓□納付もしくは□座 振替で支払った国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・国民 年金保険料・介護保険料・小規模企業共済等掛金・寄附金など の領収書等、生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- 6配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が明らかになるもの
- ⑦障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳等、障害者控除対象 者認定書(障害者控除対象者認定書の交付は、区役所障害高齢 課で申請が必要になります)

## 所得税の確定申告

問仙台北税務署☎222·8121、仙台中税務署☎783·7831、仙台南税務署☎306·8001

#### 所得税の確定申告が必要な方

- ○給与所得者の場合
- ●給与の収入金額が2.000万円を超える方
- ●給与を1カ所から受けていて、給与・退職所得以外の 所得金額が20万円を超える方
- ●給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされ なかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、 退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

#### ○給与所得者以外の場合

事業をしている方や不動産収入がある方、土地・建物や 株式等を売った方などで一定の要件に当てはまる方

#### 公的年金等受給者の方

公的年金等収入が400万円以下で、かつ、公的年金等 に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、所得 税の確定申告が不要です。ただし、多額の医療費を支払 ったときなど、源泉徴収された所得税の還付を受けるた めには、所得税の確定申告をする必要があります。

なお、所得税の確定申告が不要の場合でも、住民税の 申告が必要な場合があります。詳しくは、「市県民税の 申告が必要な方」(4ページ)をご覧いただくか、市民 税課【青葉区・泉区】 ☎214・8637、【宮城野区・若林区・ 太白区】☎214・8638にお問い合わせください。

#### 給与所得者の還付申告

給与所得者の方で次に該当する方は、確定申告をする ことにより、源泉徴収された所得税が還付される場合が あります。

- ●多額の医療費を支払った方 ●住宅ローンなどにより マイホームの取得や増改築などをした方 ●年の途中で 退職し、再就職していない方
- ■国税庁ホームページhttp://www.nta.go.jp/の「確定 申告書等作成コーナー」で申告書の作成ができます。作 成した申告書は、印刷して郵送等で税務署に提出できる ほか、「電子申告 (e-Tax)」でも提出できます
- [e-Tax | を利用する際は、電子証明書の取得など事前 e-tax.nta.go.jp/をご覧ください

#### 確定申告書作成会場を開設します

◎開設期間=2月16日金~3月15日休 (土・日曜日を 除く。ただし、2月18日(日・25日(日)は開設します)

開設時間	会場	対象			
9:00~ 16:00	アズテックミュージアム 仙台産業展示館 (太白区中田町杉ノ下18)	仙台北・仙台中・仙台南 税務署管内の方			
9:00~ 17:00	仙台北税務署 (青葉区上杉1-1-1)	仙台北税務署管内の方			
(受け付けは 16:00まで)	仙台中税務署 (若林区卸町3-8-5)	仙台中税務署管内の方			

- ●会場の混雑状況によっては、受け付け終了時間を早め る場合があります
- ■所得金額や税額の計算の仕方など、確定申告に関して ご不明な点は、最寄りの税務署に電話でお問い合わせく ださい。音声案内により確定申告電話相談センターにお つなぎします

#### 所得税確定申告書の次の欄は市県民税の計算に必要 です。忘れずに記載をお願いします

#### ○「住民税・事業税に関する事項」欄

特に16歳未満の扶養親族を有する場合の扶養親族氏名、 配当割額控除額と株式等譲渡所得割額控除額、寄附金税 額控除に関する事項等

○住宅ローン控除を受ける方の「特例適用条文等」欄 居住開始年月日等の必要事項

## 住宅ローン控除は確定申告または 年末調整に基づいて適用されます

問市民税課【青葉区・泉区】☎214・8637、【宮城野区・ 若林区・太白区】☎214・8638

平成21年から33年までの間に入居し、所得税の住宅 ローン控除を受けている方で、所得税から引き切れなか った控除額がある場合は、税務署への確定申告または勤 務先での年末調整の内容に基づいて、引き切れなかった 準備が必要です。詳しくはホームページhttp://www. 分が翌年度の市県民税(所得割)から控除されます(限 度額があります)。

## 市県民税の申告

問市民税課【青葉区·泉区】☎214·8637、【宮城野区· 若林区・太白区】☎214.8638

#### 市県民税の申告が必要な方

平成30年1月1日現在、仙台市にお住まいで、下記 「市県民税の申告が不要な方」に該当しない方(平成29 年中に所得がなかった方も申告が必要です。申告しない 場合は非課税証明書等を発行できないことがありますの で、ご注意ください)

#### 公的年金等収入が400万円以下の年金受給者で、か つ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20 万円以下の方について

所得税の確定申告は不要ですが、公的年金等以外 の所得がある場合や、医療費控除・社会保険料控除 (国民健康保険料や介護保険料等で、銀行窓□等や □座振替によりご自身で支払った分があるとき) な どの控除を受ける場合には、市県民税の申告が必要 です。

#### 市県民税の申告が不要な方

- ●所得税の確定申告をする方およびその扶養親族の方
- ●給与所得のみの方で、事業主(勤務先)から仙台市に給 与支払報告書が提出されている方およびその扶養親族の方
- ●公的年金等の所得のみの方で、源泉徴収票に記載され ている控除以外に追加する控除がない方
- ●収入が年金のみで、65歳未満で年金収入が105万円以 下の方または65歳以上で年金収入が155万円以下の方

#### 市県民税申告会場

◎開設期間-2月16日金~3月15日休 (閉庁日を除く)

受付時間	会場	
9:00~11:30、 13:00~16:00	<ul><li>●青葉区役所 9 階会議室</li><li>●宮城野区役所 6 階ホール</li><li>●若林区役所 6 階ホール</li><li>●太白区役所 5 階ホール</li><li>●泉区役所東庁舎 5 階大会議室</li></ul>	
9:30~11:30、 13:00~16:00	●宮城総合支所3階会議室 ●秋保総合支所2階大会議室	

●会場の混雑状況によっては、午前・午後の受け付け終 了時間を早める場合があります

市ホームページ「市県民税税額試 算・申告書作成コーナー」http:// www.tax-asp.e-civion.net/taxproject/tax/sendai\_top.html で市県民税の税額の試算や申告書 の作成ができます



## 市税の納め忘れはありませんか

問北徴収課【青葉区・泉区】☎214·5027、南徴収課 【宮城野区・若林区・太白区】☎214.8154

平成29年度分の市税の納め忘れはありませんか。円 滑な市政運営のため、市税納付にご協力をお願いします。 納付が難しい場合は早急にご相談ください。

#### 平成30年度に適用される市県民税の主な税制改正

#### ◆所得割税額の見直し(組み替え)

県費負担教職員(市立小・中学校等教職員)の給与負 担事務が県から市に移譲されることに伴い、市県民税所 得割の税率を、市民税8% (現行6%)、県民税2% (現 行4%) に組み替えます。税率の合計は10%で変わりな いため、市民税・県民税合計の税負担に変更はありません。

#### ◆セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

健康の維持増進などの一定の取り組みを行う方が、平 成29年から33年までの間にスイッチOTC医薬品(市販 されている一般用医薬品等のうち、医療用から転用され た医薬品)を年間1万2千円を超えて購入した場合には、 購入費用のうち1万2千円を超える額(8万8千円を限 度)を所得控除できます。

※この特例を受ける場合、現行の医療費控除の適用は受 けられません

問市民税企画課**☎**214·8042

## 平成30年度から軽自動車税の 税率が変わる車両があります

#### 問市民税企画課☎214·8625

軽自動車のグリーン化を進める観点から、初めて車両 番号の指定を受けた年月から13年を経過した経年車(平 成30年度は自動車検査証の初度検査年月が平成17年3 月以前の車両が対象)に対して、税率を引き上げる重課 が適用されます。

車	種	税率
三輪 (660cc以下)		4,600円
四輪乗用	営業用	8,200円
(660cc以下)	自家用	12,900円
四輪貨物用 (660cc以下)	営業用	4,500円
	自家用	6,000円

●一部対象から除かれる車両もあります。詳しくはお問 い合わせください

### 軽自動車税に係る変更手続きはお早めに

問区役所税務会計課、総合支所税務住民課(☎は10 ページ)、市民税企画課☎214・8625

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。 バイクや軽自動車などの名義や住所が変わった場合や廃 車した場合、盗難に遭った場合は手続きが必要です。例 年3月は窓口が大変混雑しますので、できるだけ2月中 に手続きをお願いします。

種類	手続き窓口
原動機付自転車(125cc以下バイク)、	区役所税務会計課、
小型特殊自動車(農耕作業用含む)	総合支所税務住民課
バイク (125cc超250cc以下)、三輪・	宮城県軽自動車協会
四輪の軽自動車 (660cc以下)	☎388·6033
バイク (250cc超)	東北運輸局宮城運輸支局

## 償却資産(固定資産税)の 申告はお済みですか

#### 問資產課税課☎214·8619

市内に償却資産(事業用資産)をお持ちで、まだ申告 がお済みでない方は、平成30年1月1日現在の資産の 明細を記入した申告書を至急提出してください。

5 仙台市政だより 30.2.1